## 令和2年度

財政援助団体等監査報告書

天草市監查委員

 天草市議会議長
 浜崎昭臣様

 天草市長馬場昭治様

天草市監査委員 富 田 善三郎

天草市監査委員 福 岡 耕 二

天草市監查委員 赤 木 武 男

令和2年度財政援助団体等監査の結果について

地方自治法第199条第7項の規定に基づき、令和2年度の財政援助団体等監査を実施しましたので、同条第9項の規定によりその結果に関する報告書を提出(公表)します。

# 下田北地区振興会

## 第1 まちづくりチャレンジ支援交付金、ふるさと応援交付金

1 **監査の種類** 地方自治法第 199 条第 7 項及び天草市監査基準第 2 条第 1 項第 3 号に 規定する財政援助団体等監査(補助金等交付団体監査)

2 監査の対象 団 体:下田北地区振興会

所 管 課:地域振興部 まちづくり支援課

4 **監査の範囲** 令和元年度におけるまちづくりチャレンジ支援交付金及びふるさと 応援交付金に係る出納その他の事務の執行

### 5 監査の方法

天草市監査基準に準拠し、団体への交付金が交付目的に沿って適正かつ効率的に執行されているかどうか、また、所管課の交付事務が要綱等に則り、適正かつ効率的に実施されているかどうかに主眼をおき、事前に提出を受けた関係書類を基本資料として、関係諸帳簿及び証拠書類との照合による審査等を行うとともに、必要に応じて関係者に聴取するなどの方法により監査を実施した。

## 6 団体の概要

- (1)名 称 下田北地区振興会
- (2)所 在 地 天草市天草町下田北 534 番地 1
- (3) 設 立 平成17年11月8日
- (4)役 員 会長1名、副会長2名、区長4名、正副部会長8名、部会事務局4 名、監事2名、事務局2名
- (5)目 的 地域の活性化及び住民主体のまちづくりを推進し、住民自治の充実 強化と自治組織の向上を図り、新たな地域コミュニティを創造する とともに自立した住民自治体制による民主的な明るい地域づくりを 目的とする
- (6)事業(1)保健・福祉・健康づくりに関する事業
  - (2) 文化・教育及び青少年の育成に関する事業
  - (3) 交通安全・防犯・防災に関する事業
  - (4) 環境衛生に関する事業
  - (5) 豊かな産業、魅力ある観光地づくりに関する事業
  - (6) 生涯学習・生涯スポーツに関する事業
  - (7) 各種地域事業に関する事業
  - (8) 住民に対し、各種情報の発信に関する事業
  - (9) 地域の将来ビジョンの策定に関する事業
  - (10) 指定管理施設の管理運営に関する業務
  - (11) その他会の目的を達成するための事業

## 7 監査の対象とした交付金

(1) まちづくりチャレンジ支援交付金

平成29年度に地域コミュニティ活性化事業として開始され、現在も継続して実施されている。交付期間は、1事業あたり4年間(平成30年度から3年間)。

ア 天草市補助金等交付要綱 (別表) に規定する交付金の概要は次のとおり

(ア) 交付対象事業等の内容 地区振興計画に掲げる他地域の先例となる事業又は 地域の課題解決、少子高齢化に係る事業

(イ) 交付対象経費 対象事業に直接要する経費

- (ウ) 交付率及び交付限度額 交付率は対象経費の90%、交付限度額100万円 イ 実施した事業
- (ア) 事業の名称 「ONSENガストロノミーウォーキングin天草下田温泉」
- (イ) 事業の目的 国民保養温泉地としての地域活性化及び滞在型インバウンドの 創出

ウ 令和元年度 収支決算書(交付3年目)

(単位:円)

収	入	支	出
天草市交付金	1, 000, 000	賃金	30,000
自主財源	8, 759	報償費	160, 500
参加料	552,010	需用費	526, 629
		役務費	47, 894
		使用料及び賃借料	31, 480
		原材料費	599, 266
		工事請負費	165, 000
合 計	1, 560, 769	合 計	1, 560, 769

#### (2)ふるさと応援交付金

天草市ふるさと応援寄附金のうち「地域コミュニティづくり」への寄付について 対象の地区振興会に交付されたもの。

ア 天草市補助金等交付要綱 (別表) に規定する交付金の概要は次のとおり

- (ア) 交付対象事業等の内容 まちづくり協議会、地区振興会が実施する事業
- (4) 交付対象経費
  - a まちづくり協議会又は地区振興会の運営及び事業の実施に要する経費
  - b 後年度の運営及び事業のために積み立てる経費
- (ウ) 交付額 天草市ふるさと応援寄附条例に基づき、まちづくり協議会又は地区振 興会を指定して寄附された寄附金の額
- イ 実施した事業 実施した事業はなく、全額基金として積立てられている。

ウ 令和元年度 収支決算書

(単位:円)

収	入	支	出
繰越金	175, 766	基金積立	280, 766
交付金	105, 000		
合 計	280, 766	合 計	280, 766

## 第2 指定管理料(下田北地区コミュニティセンター、下田温泉ふれあい館ぷらっと)

1 **監査の種類** 地方自治法第 199 条第 7 項及び天草市監査基準第 2 条第 1 項第 3 号に 規定する財政援助団体等監査(公の施設の指定管理者監査)

2 監査の対象 指定管理者:下田北地区振興会

施 設:下田地区コミュニティセンター

:下田温泉ふれあい館ぷらっと

所 管 課:天草支所 まちづくり推進課

(下田北地区コミュニティセンター)

: 観光文化部 観光振興課

(下田温泉ふれあい館ぷらっと)

3 **実地監査の** 令和 3 年 1 月 28 日 (木) **期日及び場所** 下田北地区コミュニティセンター会議室

4 **監査の範囲** 令和元年度における公の施設の管理運営に係る指定管理委託料の 出納その他の事務の執行状況

## 5 監査の方法

天草市監査基準に準拠し、指定管理者の公の施設の管理に係る指定管理業務が、条例及び協定書等に則り適正かつ効率的に執行されているかどうか、また、所管課の指定管理者に対する指導監督が適正に行われているかどうかに主眼をおき、事前に提出を受けた関係書類を基本資料として、関係諸帳簿及び証拠書類との照合による審査等を行うとともに、必要に応じて関係者に聴取するなどの方法により監査を実施した。

## 6 施設の概要

施設名	施設概要
下田北地区コミュ	【所在地】天草市天草町下田北534番地1
ニティセンター	【開館】昭和48年7月
	【構 造】鉄筋コンクリート造2階建
	【延床面積】 1,940 ㎡
	【施設内容】事務室、大会議室、小会議室、調理実習室、
	和室、体育館、駐車場
	【開館時間】午前9時から午後10時
	【休館日】1月1日から1月3日、12月29日から12月31日
	【目 的】市内の各地区におけるコミュニティ活動、スポーツ
	活動、文化活動等のために気軽に集い、交流できる
	場を提供し、住民の地域共同体意識を高めるととも
	に健康で文化的な生活の向上に寄与する

施設名	施設概要
下田温泉ふれあい	【所在地】天草市天草町下田北1310番地3
館ぷらっと	【開 館】平成 20 年 8 月
	【構 造】木造洋瓦葺き2階建
	【延床面積】336 m²
	【施設内容】会議室、多目的ホール、オープンスペース、駐車場
	【開館時間】午前9時から午後10時
	【休 館 日】水曜日(祝日に当たるときはその翌日)
	【目 的】都市住民との交流の促進、地域の活性化及び観光振
	興を図る

## 7 業務の範囲

- (1)下田北地区コミュニティセンター
  - ア コミュニティセンターの維持管理に関する業務
  - イ コミュニティセンターの使用の許可及び使用許可の取消し等に関する業務
  - ウ コミュニティセンターの機能及び地域の特色を生かした地域コミュニティの推 進を図る業務
  - エ その他、市長が必要と認める業務
- (2)下田温泉ふれあい館ぷらっと
  - ア 下田温泉ふれあい館の利用の許可等に関する業務
  - イ 下田温泉ふれあい館の維持管理に関する業務
  - ウ その他、市長が必要と認める業務

## 8 指定管理期間

- (1)下田北地区コミュニティセンター 平成30年4月1日から令和3年3月31日まで
- (2)下田温泉ふれあい館ぷらっと 平成31年4月1日から令和4年3月31日まで

## 9 指定管理料 (単位:円)

対象年度 施設名	平成 30 年度	令和元年度	令和2年度	合 計
下田北地区 コミュニティセンター	4, 682, 000	4, 726, 000	4, 769, 000	14, 177, 000

(単位:円)

対象年度施設名	令和元年度	令和2年度	令和3年度	合 計
下田温泉ふれあい館 ぷらっと	5, 622, 000	5, 673, 000	5, 673, 000	16, 968, 000

※指定管理料は、消費税及び地方消費税相当額を含む。

## 10 令和元年度 収支決算書

(1)下田北地区コミュニティセンター

		1000マユーノイで		金額
		繰越金		51, 778
	収 入	指定管理料	4, 726, 000	
収		雑収入(利息・自	販機売上)	65, 354
		収入合計		4, 843, 132
			管理者報酬	300,000
		I /tl. ##	振興会職員賃金	1, 706, 329
		人件費	社会保険料等	547, 385
			職員健診費	8, 540
			電気	834, 920
			燃料費 (ガス・灯油)	30, 743
		施設維持管理費	水道	82, 111
			電話	55, 472
			施設開放業務委託 (鍵管理手当)	1,000
			電気工作物保安管理委託	156, 960
			消防設備点検	59, 900
支	出		テレビ受信施設組合負担金	3,600
			NHK受信料	14, 545
			修繕料(和室空調設備修理他)	259, 420
			施設整備費 (センター清掃委託料他)	371, 155
		和我公舗	施設損害賠償等保険料	13, 000
		租税公課	法人税等	102, 300
			需用費 (消耗品等)	189, 307
		市政奴弗尔	振込手数料	5, 354
		事務経費等	車両維持費	45, 363
			図書研修費	3,800
			4, 791, 204	
		収支合計	51, 928	

(単位:円)

## (2)下田温泉ふれあい館ぷらっと

(単位:円) 項 Ħ 金 額 繰越金 824, 209 指定管理料 5, 622, 000 下田温泉旅館組合委託料 300,000 天草宝島観光協会天草支部委託料 350,000 下田温泉グルメイベント実行委員会委託料 収 入 50,000 施設使用料 (会議室等使用料) 20, 400 事業収入 (タオル、グッズ販売) 1,034,456 雑入(自販機売上、コピー代、つり銭代等) 10, 715 収入合計 8, 211, 780 案内業務(職員2名分) 2, 656, 774 施錠管理費 (夜間) 7,000 人件費 足湯清掃費 430,800 温泉広場清掃費 (定期清掃) 396,000 事務費他 消耗品 272, 780 清掃機ガソリン代 (足湯) 18, 556 水光熱費(水道料・電気代) 784, 747 施設維持管理費 修繕費(公衆トイレドア 他) 2,000 販売商品仕入れ 794, 511 支 出 役務費 46, 955 備品購入費 104,081 振込手数料 27, 156 通信運搬費 事務経費等 92, 299 (パンフレット郵送料、電話代) 施設賠償保険 10,610 複写機リース料 8, 242 使用料 複写機パフォーマンス料 196, 576 賃借料 その他 20,000 支出合計 5, 869, 087 収支合計(収入-支出) 2, 342, 693

※利用料金制により、施設使用料も指定管理者の収入として収受される。

## 11 年間施設利用等の実績(令和元年度)

(1)下田北地区コミュニティセンター

	大会議室	小会議室	和室	調理室	体育館	合 計
件数	71	0	59	9	72	211
人数	2, 482	0	787	97	1, 185	4, 551

#### (2)下田温泉ふれあい館ぷらっと

案内件数	来館案内	電話案内	メール案内	合 計
件 数	4, 365	750	42	5, 157
和	来館者	会議室	ホール	合 計
利 用 者 数	10, 506	380	174	11, 060
数		五足の湯 (足湯)		23, 020

## 第3 監査の結果等

#### 1 交付金に関する事項

下田北地区振興会における交付金の執行状況及び所管課である地域振興部まちづくり支援課の交付金交付事務について監査を行った結果、交付金は本来の交付目的に沿って執行されており、交付事務についても要綱等に基づき概ね適正に処理されているものと認められ、特に指摘する事項はなかった。

#### 2 指定管理料に関する事項

下田北地区コミュニティセンター及び下田温泉ふれあい館ぷらっとの指定管理業務の執行状況及び所管課である天草支所まちづくり推進課及び観光文化部観光振興課の指定管理者に対する指導監督状況等について監査を行った結果、次のとおり一部改善や検討を要する事項が見受けられたので措置を講じられたい。

## (1)下田北地区振興会について

下田北地区振興会では、事業種類ごとに収支決算を行い総会に報告しているが、令和元年度の下田北地区コミュニティセンターと下田温泉ふれあい館ぷらっとの指定管理料に係る事業の収支決算書には、監事による会計監査報告の記載が無かった。令和2年度の総会は書面決議されており、監事の口頭による監査報告もされていないとすれば適正な決算とはいいがたい。今後、決算書には必ず監事の監査報告を記載し、適正な決算報告となるよう改善されたい。

#### (2)観光振興課について

下田温泉ふれあい館ぷらっとの指定管理については、市からの管理委託料のほか、旅館組合や観光協会からの委託料の収入がある。人件費等の支出の節約

や振興会内部の決算処理の方法もあって、毎年、利益が出て繰り越されており 定額貯金もされている。所管課として、このような状況が指定管理者制度で運 営されている団体の収支内容、経理方法として妥当であるのか、適正な指定管 理料、委託料収入の受入先、給与体系等も含めて適切な執行であるのか検討さ れたい。

#### 3 むすび

下田北地区振興会は、天草を代表する観光地である下田温泉地域内にある振興会であり、天草市合併以前の平成17年度から活動を行っている。市内の他の地区振興会と異なり、観光地の振興会として、常に観光客を迎え入れているという特色があり、発足当初から観光案内を行い、おもてなしや特に街の美化に力を入れ、花壇等の整備や管理等を積極的に行っている。また下田温泉祭や ONSEN ガストロノミーウォーキングなど観光客を呼び込む自主事業も展開し、天草市の観光振興の一翼を担っている。

昨年から続く新型コロナウイルス感染症の流行によりほとんどの事業が中止となり、人々の往来が制限され、観光客も激減している。振興会活動も大きな影響をうけており、いまだ終息の見通しも立っていない状況ではあるが、終息後の様々な活動を視野に、住民の方々と協力して活動を継続し、下田北地区振興会や下田温泉地域が以前にも増して発展されることを期待したい。

また、指定管理者制度は、民間の能力を活用し、公の施設の有効活用による住民サービス向上を目的としている。下田北地区振興会は、下田北地区コミュニティセンターと下田温泉ふれあい館ぷらっとの2施設の指定管理者となっている。今後の施設の運営管理については、施設間で相互に連携し、これまでの実績や経験を生かしつつ、施設の有効活用による利用率の向上や、観光地にある施設として地域の魅力発信の中心的役割を担えるよう、所管課と連携しながら引き続き努力をお願いしたい。

## 苓州建設工業株式会社

## 第1 指定管理料(下田温泉センター白鷺館)

1 **監査の種類** 地方自治法第 199 条第 7 項及び天草市監査基準第 2 条第 1 項第 3 号に 規定する財政援助団体等監査(公の施設の指定管理者監査)

2 **監査の対象** 指定管理者: 苓州建設工業株式会社

施 設:下田温泉センター白鷺館 所 管 課:観光文化部 観光振興課

3 実地監査の 令和3年1月28日 (木) 期日及び場所 下田温泉センター白鷺館会議室

4 **監査の範囲** 令和元年度における公の施設の管理運営に係る指定管理委託料の 出納その他の事務の執行状況

## 5 監査の方法

天草市監査基準に準拠し、指定管理者の公の施設の管理に係る指定管理業務が、条例及び協定書等に則り適正かつ効率的に執行されているかどうか、また、所管課の指定管理者に対する指導監督が適正に行われているかどうかに主眼をおき、事前に提出を受けた関係書類を基本資料として、関係諸帳簿及び証拠書類との照合による審査等を行うとともに、必要に応じて関係者に聴取するなどの方法により監査を実施した。

## 6 団体の概要

- (1)名 称 芩州建設工業株式会社
- (2)所 在 地 天草市佐伊津町 3413 番地 15
- (3) 設 立 昭和 23 年 9 月 21 日
- (4)組織体制 取締役代表1名、支配人1名、主任2名、社員8名 (指定管理に係るもの)
- (5)事業 1 建設工事の請負、設計並びに監理、施行
  - 2 土木工事の請負、設計並びに監理、施行
  - 3 とび、土木工事の請負、設計並びに監理、施行
  - 4 管工事業、しゅんせつ工事業、造園工事業
  - 5 さく井工事業、左官工事業、石工事業
  - 6 屋根工事業、タイル・れんが・ブロック工事業
  - 7 網構造物工事業、内装仕上工事業、建具工事業
  - 8 建設機械器具設備工事業、電気工事業、水道施設工事業
  - 9 舗装工事業、塗装工事業、防水工事業、板金工事業
  - 10 製材業並びに工具建具の製造販売
  - 11 宅地建物の売買、仲介、管理
  - 12 産業廃棄物処理業
  - 13 公共施設等の運営及びその管理業
  - 14 農業

- 15 農産物の生産及び加工、販売業
- 16 飲食業
- 17 酒類の販売
- 18 前各号に附帯する一切の業務

## 7 施設の概要

施設名	施設概要
下田温泉センター	【所在地】天草市天草町下田北1290番地1
白鷺館	【開 館】平成元年9月
	【構 造】鉄筋コンクリート造2階建
	【延床面積】 1,318.69 ㎡
	【施設内容】温泉センター、公衆浴場、レストラン、休憩室、
	貸切浴室、駐車場
	【開館時間】温泉センター 午前9時から午後9時まで
	公衆浴場 午後1時から午後10時まで
	貸切浴室 午前9時から午後10時まで
	【休 館 日】温泉センター 毎月第4木曜日
	公衆浴場 毎月第4木曜日の
	午前9時から午後4時まで
	貸切浴室 休館日なし
	【目 的】住民の健康増進及び保養意識の向上を図るととも
	に、下田温泉の活性化及び天草市の観光振興に資
	する

## 8 業務の範囲

下田温泉センター白鷺館

- (1) 下田温泉センターの利用の許可に関する業務
- (2) 下田温泉センターの維持管理に関する業務
- (3) その他、市長が必要と認める業務
- 9 指定管理期間 平成 31 年 4 月 1 日から令和 6 年 3 月 31 日まで

**10 指定管理料** (単位:円)

年度施設名	令和元年度 (平成31年度)	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	合 計
下田温泉センター	13, 330, 000	13, 450, 000	13, 450, 000	13, 450, 000	13, 450, 000	67, 130, 000

※指定管理料は、消費税及び地方消費税相当額を含む。

(単位:円)

$\frac{1}{2}$	<b>以入</b> 次异音	(単位:円)	
	項	目	金額
	指定管理料		13, 330, 000
	施設使用料(温泉	センター・公衆浴場・貸切浴室)	32, 339, 956
	施設使用料以外(	レストラン・売店・入浴用品販売)	4, 875, 209
収入	雑収入		513, 324
	回数券売上		3, 416, 000
	回数券回収分		△3, 657, 056
		収入合計	50, 817, 433
	人件費	給与・法定福利費	22, 225, 902
	事業費	光熱水費	5, 571, 986
		使用料・賃借料	1, 474, 355
		印刷製本費	614, 592
		保険料	482, 710
		委託料 (警備・保守点検 他)	2, 123, 314
支出	管理費	消耗品	1, 910, 977
		修繕運搬費	211, 593
	事務経費	通信運搬費	249, 366
	7. 0 lih	その他 (ガソリン・軽油 他)	327, 131
	その他	事業者負担(温泉使用料 他)	11, 647, 601
	本社経費		2, 400, 000
		支出合計	49, 239, 527
	収支合計	(収入-支出)	1, 577, 906

<sup>※</sup>利用料金制により、施設使用料も指定管理者の収入として収受される。

12 施設利用状況

(単位:人)

年度 施設名	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度
温泉センター	46, 720	47, 178	54, 010
公衆浴場	47, 033	45, 178	43, 051
貸切浴室	13, 767	12, 717	6, 877
合 計	107, 520	105, 073	103, 938

### 13 監査の結果等

苓州建設工業株式会社の指定管理業務の執行状況及び所管課である観光振興課の 指定管理者に対する指導監督状況等について監査を行った結果、次のとおり一部改 善を要する事項が見受けられたので措置を講じられたい。

(1) 天草市下田温泉センター施設の管理に関する協定書によると、天災等のやむを得ない事由があり、市の承認を受けた場合に限り一部の施設の供用を休止することができるとされている。監査日(令和3年1月28日)現在、施設内露天風呂の使用が休止されているが、所管課との協議は行われていないとのことである。現在の使用休止の理由が協定書に定めるやむを得ない事由に該当するのかについて、協定書の規定が遵守されるよう、指定管理者と所管課で充分に協議されたい。

なお、施設の適正な運営と指定管理制度の効率的な運用に資するため次の点について要望する。

(1) 苓州建設工業株式会社について

来館者からの要望・苦情やアンケート結果については、内容や対応状況を記録した専用の簿冊を設け、全従業員と観光振興課で共有して施設管理の改善に役立てていただきたい。

#### (2)観光振興課について

- ア 天草市内の温泉センターは全体的に老朽化が進んでおり、時代のニーズに合わないところも見られる。維持、補修、改修等を年次的、計画的に進め集客が見込めず地域福祉にも必要性がなくなったと判断される施設については統廃合を含めて検討していただきたい。
- イ 指定管理者においては、コロナ禍により利用客が減少する中でも、地域のために営業を継続して集客の努力を続けられている。所管課としても、このような状況下においても委託を引き受けてもらっているということを充分認識のうえ、できる限りの支援をお願いしたい。
- ウ 来館者に施設を気持ちよく利用していただくために、施設内の設備や備品などの交換や修繕がすみやかに行えるような指定管理者と所管課の協議体制を整えていただきたい。

## 14 むすび

苓州建設工業株式会社は、平成28年度から当該施設の指定管理者の指定を受けて おり、下田温泉の活性化及び天草市の観光振興に必要とされる温泉センターを目指 すことを管理運営方針として施設を運営している。

施設の老朽化や新型コロナウイルス感染症流行の影響による休館・営業時間短縮など厳しい状況の中、営業を継続し地域の雇用を守る努力をされていることは、高く評価し、敬意を表するところである。

下田温泉センターは、歴史も古く天草市内の温泉センターの中では唯一の天然温泉源泉かけ流しの施設である。温泉センターは、天草市の観光事業の目玉の一つであり、その発展は市の他分野への経済的波及効果が大きく、利用者の増加には大きな期待がかけられているところである。

苓州建設工業株式会社には、指定管理者として施設の有効活用による地元に根付いた住民サービスや観光施設としての島内外への情報発信等、民間企業だからこその発想力、行動力で、天草市の観光振興と経済浮揚に繋がるような施設の運営を今後も期待したい。